

個人情報訂正等請求書

年 月 日

広島大学長 殿

氏名：

住所又は居所：

〒 TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第27条第1項及び第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正等を請求します。

記

- 1 訂正等の請求に係る保有個人情報の開示を受けた日
- 2 訂正等の請求に該当する保有個人情報が記載されている箇所等、当該保有個人情報を特定できる事項
- 3 訂正等の請求の趣旨及び理由

ア 訂正等請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人(個人番号をその内容に含む保有個人情報の訂正等の請求をする場合に限り、任意代理人が請求できません。)
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード, 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求をする場合は, 上記の書類の写しに加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合, 次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
オ 任意代理人が請求する場合, 次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

* 担当課等

(裏)

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名、住所又は居所により、訂正等決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名、住所又は居所により、訂正等決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による訂正等の請求の場合は、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名」欄に記載された本人以外の方に行く必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

3 「訂正等の請求に該当する保有個人情報が記載されている箇所等、当該保有個人情報を特定できる事項」

訂正等を請求する保有個人情報について、その名称、訂正等に該当する保有個人情報をできる限り具体的に記載してください。

4 「訂正等の請求の趣旨及び理由」

訂正等の趣旨及び理由を具体的に記載してください。

5 訂正等の請求の期限について

訂正等の請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正等の請求の場合

窓口に来所して訂正等の請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号)第14条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし、個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正等の請求窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正等の請求の場合

個人情報訂正等請求書を送付して保有個人情報の訂正等の請求をする場合は、(1)にある本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写しを提出してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 代理人による訂正等の請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正等の請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正等の請求をする場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正等の請求の前30日以内に作成されたものに限りまゝ。)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正等の請求をする場合には、委任状(ただし、訂正等の請求の前30日以内に作成されたものに限りまゝ。)を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正等の請求の前30日以内に作成されたものに限りまゝ。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。